

第1回 ADAインターネッツスクール
フォローアップゼミ

平成一六年十月十四日

東京アドヴォカシー法律事務所

参考資料

- 一、 違憲審査の基準と方法
「差別」か否かの判断基準
(佐藤幸治・現代法律講座5 憲法)
- 二、 社会的推論の制約——前提とヒューリスティック
(池田謙一・村田光二・
こころと社会 認知社会心理学への招待)
- 三、 社会的認知の理論と概念
(山本眞理子他・社会的認知ハンドブック)

る。これらの憲法諸規定をうけて、さらに法律上平等原則が具体化されているわけであるが、以下憲法上のものについて述べるにとどめる。

(2) 貴族制度の廃止 憲法は、「華族その他の貴族の制度は、これを認めない」(二四条)と定める。これによつて、明治憲法下で存在した華族の制度は廃止された。もっとも、皇族は一種の貴族ともいえるが、これは憲法が天皇制を存置したことに伴い、一定範囲で存続している。

(3) 栄典に伴う特権の禁止 憲法は、「栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する」(三四条)と定める。「栄典」とは、名譽を表彰するために与えられる特殊の地位を指すが、憲法は、「栄典」の授与それ自体は恣意的に行なわれないう限り是としつつも、それに特権を伴わしめることを禁止したのである。文化勲章の受領者に年金を与えることが「特権」にならないかの問題を配慮して、別に文化功勞者年金法によつて、文化に功勞のあつた者として年金を支給する方法がとられている。

(4) 公務員の選挙などにおける平等 憲法が公務員の選挙につき成年者による「普通選挙」を定め(三五条)、両議院の議員およびその選挙人の資格について「差別」を禁止している(四四条)ことについては、既にいろいろな機会に触れた。憲法が、「請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」(六条)と定めているのも、この文脈で捉えうるものをもっている。

(5) 家族生活における平等 憲法は、民法旧規定下の「家」の制度を否定する趣旨から、一四条一項をうけてさらに入念に、「①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関

するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」(二四条)と規定する。

(6) 教育の機会均等 憲法は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」(二六条)と定めるが、この点については後述する(第四章第二節II)。

V 「差別」か否かの判断基準

(1) 判断枠組 既に垣間見たように、通説・判例は、「法の下の平等」につき、絶対的平等を排して、一定範囲での別異の取扱いは許されるとし、その判断基準を「合理性」に求めてきた。しかし、この「合理性」それ自体の判断基準がさらに問題となり、学説上、これを枠づけようと様々な主張がなされるようになってきた。

判例の用語(最(大)判昭和二五年一〇月一(刑集四卷一〇号二〇三七頁)を借りれば、「差別」は、まず、「人格の価値がすべての人間について平等であり、従つて……あるいは特権を有し、あるいは特別に不利益な待遇を与えられてはならぬという大原則」に反するか否かの次元において問題となり(第一関門)、第二に、法のとる具体的措置が「国民の基本的平等の原則の範囲内において、各人の年令、自然的素質、職業、人と人との間の特別の関係等の各事情を考慮して、道徳、正義、合目的性等の要請より適当な」(傍点)ものであるか否かの次元において問題となる(第二関門)。例えば、民法旧規定下の「家」の制度やアメリカなどがかつて法制度的にとられた人種による分離政策は、第一関門との関係で許されない。公務就任の一般的資格を特定の信条の持主に限定したり、教育程度によつて投票価値に差を設けることなども、同様である。ここでは、画一的な取扱いが要請される。こうした要請違反は、判例用語によれば、大原則違反となるが、端的にいわば実体的権利としての平等権の侵害というべき場合である。

第一関門を通過しても、第二関門における審査が残る。①ここでは、基本的には、ある法律の目的を達成するた

めに、別異の取扱いが合理的な関連性をもつかどうか問われることになるが、「合理性」のテスト、②一四条一項後段の「人種……門地」が「疑わしい範疇」と解する立場からは、法律がこれらの範疇にかかわる場合には、やむにやまれざる政府利益の達成のために、その別異の取扱いが必要不可欠なものであるか否かが厳格に問われる必要があると解される（「厳格な審査」テスト）。「合理性」のテストが妥当する場合には、解釈論的に推定される法律の目的が一応許容可能で、とられる手段が恣意的でなければよいが、③基本的人権の重大な制限を伴う場合や、生まれに着目し不利益が法定され、社会的差別観と結びつくような場合には、法律の目的を厳格に解し、あるいは手段が実質的相当性を有するか否かを厳格に問う必要があると解すべきであろう（「厳格な合理性」のテスト）。

学説の中には、一四条一項後段の列挙事項について、「厳格な合理性」のテストという中間審査基準を基本にして、人種差別の場合によっては「厳格な審査」テストが妥当すると説くものがある。アメリカの判例理論を参考にしているものごとくであるが、一四条一項後段の明文上の列挙事項について二分すべき根拠は必ずしも明らかでない。もっとも、列挙事項は、既に示唆したように、過去の悲惨な差別、本人の努力によってはどうにもならない社会的汚名等々に鑑みてのことであるから、機械的に「厳格な審査」テストをあてはめるのではなく、当該テストが共通して妥当すべき文脈を特定化する努力は必要である。

(2) 具体的事例 (イ) 刑法二〇〇条（尊属殺重罰規定）の例 同規定が第一関門を通過しうるかどうかが疑問の余地がある。実際、既に触れた二五年判決の反対意見は「封建的主従関係と同じ根本原理に立つもの」としたが、多数意見は「夫婦、親子、兄弟等の関係を支配する」「人類普遍の道德原理」に立脚するものとした。多数意見のいうように「人類普遍の道德原理」といえるかどうかはともかく、多数意見はそこから同規定を簡単に合憲とし、第二関門の審査を意識的かつ十分に検討しないきらいがあった。が、その後最高裁判所は、同条の適用が厳しすぎる

とみたのか、亡夫の尊属に対する尊属殺の成立を否認した（最（大）判昭和三年二月二〇日（最（大）判昭和三年四月四日刑集二七巻三頁））。そして四八年判決（最（大）判昭和四八年四月四日刑集二七巻三頁）は、「尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義というべく、……刑法上の保護に値する」として第一関門は通過させつつ、第二関門との関連では、「加重の程度が極端であって、……立法目的達成の手段として甚だしく均衡を失し、これを正当化しうべき根拠を見出しえず」「その差別は著しく不合理」として同条を違憲無効とした。

同条をもって、「身分制道德の見地」に立つもので、「個人の尊厳と人格の平等を基本的な立脚点とする民主主義の理念と抵触する」という田中（二）裁判官などの意見をおして、多数意見が第一関門を通過させたことには、依然として疑問が残る。仮に第二関門の問題とみるとして、「親子関係」は、誰でも親であり子であるのだから、「社会的身分」と解することは困難で、「厳格な審査」テストは妥当しないことになる。が、同条は上述の身体の自由の重大な制限であることに鑑み、同条の目的ないし手段の相当性が厳格に問われるべきで、判決のいうように手段として相当性を欠くのみならず、明治憲法下で成立した同条の目的それ自体の観点から合憲性に疑問があるというべきではなかったか。

(ロ) 議員定数不均衡の問題 この問題については既に触れたが（第二編第一章第三節Ⅲ）、ここで求められる「投票の価値の平等」は、選挙制度との関連で把握されなければならない。教育・納税額などによる差別禁止と違って、第二関門の問題とみるべきであろう。ただ、選挙権にかかわるものである以上、目的ないし手段の相当性が厳格に問われる必要がある、衆議院の場合については、一票が等しい価値をもつことから出発して、その通りにならない場合には、強い具体的な正当化理由が要求されると解される。

(ハ) 家族関係における平等 婚姻適齢に関する民法七三一条、再婚禁止期間に関する民法七三三条については、

既に触れた。両者は、ともに性別に基づくものである。前者については、男女の生理的成熟差に違いを認めうるか、妊娠・出産に伴う女性への負担をどう考えるか、夫への妻の依存性を前提としているのではないか、等々を考えると、「厳格な審査」テストによって判断されることになり、その合憲性を導くことはかなり困難ではないか。後者については、前婚を解消または取り消した女性のおかれた個別的地位を考慮することなく、女性の側にのみ一律に六カ月の待婚期間を課している点を考えると、同じように「厳格な審査」テストによって判断されることになり、既に示唆したように、一〇〇日ではなく六カ月の禁止期間を正当化することは困難であらう。⁽¹⁾

非嫡出子の相続分を嫡出子のその二分の一と定める民法九〇〇条四号但書についても、既に触れた。非嫡出子という地位が「社会的身分」または「門地」ということは困難であるとしても、非嫡出子になったことに責任を有さず、その属性を自ら変えることのできない者に、社会的差別観とも結びつきかねない不利益を課すことについては、「厳格な合理性」のテストによって判断されるべきものであり、そのテストによるならば、その合憲性を支持することは難しいのではないか。つまり、法律婚制度は家族生活の安定に寄与するなどの意義を有し、その維持をはかることは重要な立法目的とみなしうるが、相続分の二分の一とするという手段とこの立法目的との間にどのような実質的関連性を見出しうるのか、婚外子の出現を抑止することを期待しうるか、法律婚の維持というよりもむしろ嫡流の維持、すなわち家制度の存続に寄与するだけではないか、等々の疑問に答えることは難しいのではないか（これを違憲とする五年六月二三日高民集、四六巻二四四頁参照）。

(1) 先に触れた広島高判平成三年一月二八日（判時一四〇六号三頁）は、国家賠償請求訴訟であることとの関係で、「一見不合理である」かどうかの論理に依拠して原告の主張を付けているが、「女にのみ再婚禁止期間を設けてその婚姻の自由を制約することは、それが父性の混同を防止し、出生子の利益や後婚の家庭生活の平穩を保護するという目的を達成するために必要やむを得ない手段でなければならず、そ

うでないにもかかわらず再婚禁止期間を設けた場合には、再婚に関して女子についてのみ不合理な差別を強いるものとして違憲の疑いが生じかねないところである」と述べていることに注目したい。

(二) その他の場合 条例による地域の取扱いの不平等や租税立法上の不平等など、「差別」か否かが争われた事例はきわめて多い。最高裁判所の判断が注目されたサラリーマン税金訴訟判決（最（大）判昭和六〇年三月二七（日民集三九巻二四七頁））は、「租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかはなく、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ないものといふべきである。そうであるとすれば、租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法一四条一項の規定に違反するものということはできない」という一般論を述べた上、給与所得者にだけ「必要経費」の実額控除を認めない所得税法（昭和四〇年法律第三三号による改正前のもの）九条一項五号は違憲ではないとした。⁽⁴⁾ 租税を財産権の侵害と構成する見解もないではないが、通常の財産権の制限とは性質を異にすることは認めない。そして、本件は「疑わしい範疇」に属する事由による差別ではないから、「厳格な審査」テストが妥当する場合ともいえない（伊藤裁判官の補足意見参照）。結局、「合理性」のテストが妥当する場合であり、立法政策上安易にすぎる制度という批判が妥当するとしても、違憲と断定することは困難な事例であったといえよう（なお、本件訴訟の提起は多くの論議を呼び、争点となった給与所得控除額はその後次第に引き上げられてきた）。

国民年金法に基づく障害福祉年金受給者が、離婚後養育する児童に關し児童扶養手当の受給資格について認定を請求したところ、昭和四八年改正前の児童扶養手当法四三条三項三号の併給禁止条項に該当するとして請求を却下された

件に関する堀本訴訟につき、最高裁判所は、社会保障給付の全般的公平をはかるため公的年金相互間における併給調整を行なうかどうかは立法府の裁量の範囲に属する事柄であり、「とりわけ身体障害者、母子に対する諸施策及び生活保護制度の存在などに照らして総合的に判断すると、右差別がなら合理的理由のない不当なものであるとはいえない」とした原審の判断〔大阪高判昭和五〇年一月一〇日判時七九五号三頁〕は、正当として是認することができる」と判示した（最（大）判昭和五十七年七月七日（民集三六卷七号一三三五頁））。判決は「合理性」のテストによっているが、併給禁止が生存権の重大な制限をもたらしているかどうか問題であって、もしそれが肯定される場合には、「厳格な合理性」のテストによるべきものと解される（なお、第四章第二節一）。

(2) 最（大）判昭和三十三年一月一日（刑集二二卷一四号三三〇五頁）は、条例制定権が認められている以上、地域によって「差別」が生ずることは当然予想されるところとする。

(3) 最（大）判昭和三十七年二月二十八日（刑集一六卷二二二二頁）をはじめ、ここでは立法府の裁量を認める傾向が強い。

(4) その理由は次のごとくである。「給与所得者が勤務に関連して費用の支出をする場合であっても、各自の性格その他の主観的事情を反映して支出形態、金額を異にし、収入金額との関連性が間接的かつ不明確とならざるを得ず、必要経費と家事上の経費又はこれに関連する経費との明確な区分が困難であるのが一般である。その上、給与所得者はその数が膨大であるため、各自の申出に基づき必要経費の額を個別に認定して実額控除を行うこと、あるいは概算控除と選択的に右の実額控除を行うことは、技術的及び量的に相当の困難を招来し、ひいては租税徴収費用の増加を免れず、税務執行上少なからざる混乱を生ずることが懸念される。また、各自の主観的事情や立証技術の巧拙によってかえって租税負担の不公平をもたらすおそれもあり得ない。旧所得税法が給与所得に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた目的は、給与所得者と事業所得者等との租税負担の均衡に留意しつつ、右のような弊害を防止することにあることが明らかであるところ、租税負担を国民の間に公平に配分するとともに、租税の徴収を確実・的確かつ効率的に実現することは、租税法の基本原則であるから、右の目的は正当性を有するものといふべきである。」「そして、右目的との関連において、旧所得税法が具体的に採用する前記の給与所得控除の制度が合理性を有するかどうかは、結局のところ、給与所得控除の額が給与所得に係る必要経費の額との対比に

おいて相当性を有するかどうかにかかるといふことができる。……しかるところ、給与所得者の職務上必要な諸設備、備品等に係る経費は使用者が負担するのが通例であり、また、職務に関し必要な旅行や通勤の費用に充てるための金銭給付、職務の性質上欠くことのできない現物給付などがおおむね非課税所得として扱われていることを考慮すれば、本件訴訟における全資料に徴しても、給与所得者において自ら負担する必要経費の額が一般に旧所得税法所定の前記給与所得控除の額を上回るものと認めることは困難であって、右給与所得控除の額は給与所得に係る必要経費の額との対比において相当性を欠くことが明らかであるといふことはできない。」

なお、運用違憲の手法は、公安条例に関して採用した判決（東京地判昭和四二年五月一〇）があるが、その控訴審判決（東京判昭和四八年一月一六日）は、違憲審査権は一定の事件性を前提として、これに適用される特定の法令あるいは具体的処分が合憲か違憲かを判断すべきものであって、法令の運用一般あるいは運用の実態を憲法判断の対象とすべきではなく、ただ特定の適用法令あるいは具体的処分についての憲法判断にあたって、その補助事実として、法令運用の実態が考慮されるにとどまるべきである、としている。

IV 違憲審査の基準と方法

(1) 総説 既に述べたように、民主制下の違憲審査制のあり方として、議会の制定する法律は一般に合憲性の推定をうけ、裁判所は、明白な誤りがあるのでなければ違憲と判断すべきでないということ（明白性の原則）がしばしば指摘される（第一節II）。最高裁判所は、上述の砂川事件判決（最大判昭和四四年二月一六）において、「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限り……」と述べ、また、和歌山県教組事件判決（最大判昭和四〇年七月一四）において、勤労者の団結権などをどのように制限するかは立法府の裁量権に属し、「その制限の程度が……明らかに不合理であ」と認められない限り、違憲とすべきでないと述べるなど、この明白性の原則に依拠していることを明確にしている。

右の例からもうかがわれるように、明白性の原則は「合理性の基準」と結びついている。ここでは、規制目的が一応正当であり、規制手段が合理的関連性を有すれば、その規制は合憲とされる。しかし、かかる考え方に無条件に依拠するならば、違憲と判断されることはまずありえないことになる。

そこでまず第一に、立憲民主制の維持保全にとって不可欠で、かつそれを保障して行く上で格別の細心の配慮が要請される精神的自由とりわけ表現の自由の領域では、合憲性の推定が排除され、むしろ違憲性の推定原則が妥当する

と考えなければならない（二重の基準論）。ここでは、規制目的の正当性が厳密に問われなければならないとともに、規制の程度・手段が規制目的を達成する上で必要最小限度のものであるかが厳密に検討されなければならないと解される。

第二に、右の二重の基準は判断の基本的枠組であって、その中でさらにきめこまかな判断基準が要請される。例えば、経済的自由の領域にあっても、規制目的が社会経済政策推進のためのもではなく、消極的・警察的目的のためのものである場合には、精神的自由の場合ほどではないとしても、なお必要最小限度性が問われなければならない（厳格な合理性の基準）。

第三に、規制法は漠然不明確なものであってはならず、また過度に広汎にわたるものであってはならない。裁判所は、法律がかかる要件を満たすか否かについて検討しなければならないが、とくに法律のもつ萎縮的效果についての配慮が要請される精神的自由の領域にあつては、この要件を厳格に適用し、問題のある場合には、文面上違憲無効としなければならないと解される。

これらの点についての委細は、第四編において述べることになるが、ここでは立法事実の問題に若干触れておくことにする。

(2) 立法事実の審査

違憲審査に際して、憲法上の争点に関連する諸事実（憲法事実と呼ばれる）が考慮の対象とされる。かかる憲法事実の中には、係属中の事件の解決にとってその確定が直接必要とされる事実（例えば、憲法三八条二項にいう「拷問」があつたかなかつたにかかわる事実）（かかる事実は「判決事実」とか「司法事実」とか呼ばれる）のほか、適用されるべき法律を成立せしめ、かつその存続を支える事実（立法事実と呼ばれる）がある。例えば、憲法二一条の「検閲」の禁止が絶対的であるとの前提に立った場合（後述のようにそう解すべきであるが）、ある規制措置がこの禁

止との関係で問題となるときには、その措置が「検閲」概念に包摂されるか否かが問題となるにとどまるが、しからざる場合には、規制目的の正当性、規制の必要性および規制方法・手段の相当性を、それを裏づける事実状況が存するか否かと関連づけつつ、検討・評価する必要がある。もし法律の制定時ないし裁判時に、かかる法律による規制を裏づける事実状況が存しないときには、不必要の基本権規制として、違憲無効とされなければならない。つまり、裁判所が、法律を合憲と判示するにせよ、違憲と判示するにせよ、かかる立法事実を考慮に入れて判断することは、裁判所の判断をより確かな基盤に立たしめることになる。

最高裁判所が憲法判断をなすにあたって、早くから立法事実を考慮に入れてきたことは否定できないが、立法事実の分析・評価に徹底を欠き、国会の判断を受け入れるだけに終る傾きのあったことは否定し難い。しかし、薬事法上の薬局開設距離制限規定違憲判決（最大判昭和五〇年四月三〇日民集二九巻四号五七二頁）は、その点で注目すべきものである。判決は、該規制に関する立法目的を提案者の提案理由に触れながら「主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のため」のものであると規定した後、かかる立法目的達成のため配置規制がはたして必要かつ合理的であるかの点を問題にする。その際被告上告人広島県知事側の主張を引用した上、各方面から詳細な批判を加え、①薬事法・薬剤師法に諸種の規制があるのに、これに加えてさらに適正配置規制をしなければならない強い必要性がない、②該規制がない場合過当競争・経営不安定化の可能性があるとすると、薬事法上各種の規制があることからいって、そのことが直ちに不良医薬品の供給の危険と結びつくとするのは「確実な根拠に基づく合理的判断」とはいえない、③仮にその危険の可能性があるとすると、行政監督の強化などで対処できるし、また、不良医薬品の供給現象はむしろ末端の薬局など以前の段階で生じる可能性の強いものである、などの諸理由をあげ、該規制は立法目的に照らし必要性・合理性に乏しく、結局憲法二二条に違反すると判断したのである（なお、第四編第三、第二章第二節参照）。

憲法判断にあたって分析・評価の必要な立法事実の種類や範囲は、裁判所がどのような判断基準を採用するかによって異なってくるのは当然である。問題は、裁判所が立法事実をいかにして把握するかである。立法事実とは、判決事

実と異なり厳格な証明によらねばならないということではなく、裁判所が当事者とは無関係に司法的確知（Judicial notice）として立法事実を把握することもありうる。ただ、付随的違憲審査制の基本的枠組の中で憲法判断である以上、裁判所が憲法判断の前提とする立法事実とは、できる限り当事者が関知しうるようにする必要があるといふべきであらう。そうすることが、裁判所による立法事実の認定の恣意性を抑止することにも通ずることになる。

V 違憲判決の効力

(1) 総説 法令違憲の判決がなされた場合、その判決は当該法令（規定）を法令集から除去せしめる、または除去せしめると同然の効果をもつか。この問題について、これを肯定する説（いわゆる一般的効力説）と、かかる効果はもたせないとする説（いわゆる個別的効力説）とが対立的に主張されてきた。この点いかに考えるべきであらうか。

(2) 一般的効力説および個別的効力説の論拠とその問題 「一般的効力説（A説）」は、憲法は最高裁判所に憲法裁判所としての性格を併有させていることを根拠とし（A₁説）、あるいは、付随的違憲審査制であることを前提に、①憲法九八条一項が宣うごとく、裁判所により違憲とされた以上その規定は当然に無効であることを根拠とし、あるいは②法令は元来不特定多数者に向けられており、個別的効力しかないとなるとかかる法令の基本的性格に反することになり、ひいては憲法の平等原則にも背馳する結果になることを根拠とする（A₂説）。が、上述のように付随的違憲審査制と解する立場からは、そもそもA₁説は妥当しえない。A₂説の根拠②については、個別的効力説の論者も次にみるように一定の配慮をこらしているから、A₂説の決め手は根拠①ということになる。それは、結局、憲法八一条の「決定する」という文言を重視してそれに法令廃止の効果をもたせることを意味する。が、それに対しては、国会

わないことが多い。原稿を遅れて出す執筆者は、他の遅筆の人がいつ頃分担の原稿を完成するのか予期して、その頃を実質的な「締切」だと自分勝手に想定することがある。この他者に関する予期は、自己の置かれた状況の予期だと言えるのである。もちろん、自己の場合と同じように、この要素には他者の行為予期（例「Aさんが原稿を出せば、編集者から催促がくるだろう」と可能予期（例「Xさんが、1日までに書けるはずがない」）が含まれるだろう。

さて、自己というのは自分の置かれた状況に対して、常に主体的な要因として関わるものである。だとすれば、③の状況に関する推論は、自己に関する推論と本来独立したものではない。とはいっても、自己からは比較的独立した対象として、状況に関する推論も可能である。例えばスーパーマーケットのレジが混んでいたとしよう。どこに並んだら早いかを私たちは考える。列が短いことに最も注目がいくが、他のお客の買い物カゴの中の商品の量や、レジ係が二人一組か単独で作業しているか、といった点も考慮に値する。その上で私たちはレジの進行がどうなるのかと「状況予期」して、行動するのである。さらに、時間的空間的に特定された状況ではなく、社会全体に関する推論も存在する。「社会」の水準に関しては、その認知の問題もまだ十分に実証的には検討されていないことを2章で述べた。推論に関しては、研究例も理論的検討もさらに少ない。しかし本書では9章で「システム認知」という概念を用いて、この問題へのアプローチを試みている。なお、ここでの議論からいえば、社会から自己が影響を受けるという点は誰にとっても自明かもしれないが、社会を動かす決定因として自己が果たす役割を認知するという点に関しては個人差が大きいだろう。後者が社会に関する推論を規定する重要な要因の一つだと予想される。

二 社会的推論の制約——前提とヒューリスティック

推論の前提

中学の数学では、「与えられた点を通して、この点を通らない直線と平行な直線は、ただ一本のみ引ける」という公理を教えられた。高校になると、これはユークリッド幾何学の五番目の公理で、私たちが日常用いている（ギリシャ以来の伝統的）幾何学は、これと他の四つの公理だけからすべて成り立つ体系であることを教えられた。たった五つの前提から幾何のすべての定理が導けることは驚きであったが、もっと驚いたことは、冒頭の公理を他のものに変えても、別の幾何学の体系が可能だということであった。つまり、その公理の後半部分を「何本でも引ける」とした場合にもそれなりの幾何学が導けるし、また「一本も引けない」とした場合でも体系的な幾何学が可能だということである。三つの幾何学のうちどれがこの宇宙空間の実際に近いかということを経験的に検証することは可能かもしれないが、それは先験的な科学である数学の仕事ではない。数学が取り組むのは、正当な手続き（推論の過程）を経て、公理から相互に矛盾のない定理の体系（公理系）を導くことなのである。

以上のような話を聞いたときには、キツネにつままれたような気分になったものである。読者の皆さんも、心理学の本に突然どうして数学の話が出てきたのかといぶかしがるかもしれない。数学を引き合いに出して論じなかったことは、推論では何が前提なのかということが非常に重要であるという点だ。既に述べたように演繹的推論では、与えられた前提だけから結論を導かなければならない。しかし私た

ちの日常的推論には、明示された前提以外に暗黙の前提がある。ユークリッド幾何学の五番目の公理が変更可能だったように、推論の暗黙の前提は人によって文化によって多様だろう。推論の結果は、この暗黙の前提の違いによっても異なってくる。

かつてこんな「頭痛薬」のテレビコマーシャルがあった。頭痛で苦しんでいる男性の登場人物に対して、女性の登場人物が「どうして頭痛がするの？」と尋ねる。これに対して、「二日酔い、睡眠不足……」と男性が答える。ところが女性は「残念でした。頭があるから」と言うものであった。確かに「頭」がなければ決して頭痛は生じないだろう。しかし、「頭」の存在は、ここでの推論の大前提なのである。「頭」を取り替えることは私たちの常識からすれば不可能であり、不可能な前提を変えることに言及した点に、この話のおもしろさとバカバカしさがある。これは頭痛の原因帰属という推論においても、常識に基づく暗黙の前提が存在することの一例である。

こういった問題に関してよく例に取り上げられるのは、思考の交差文化的 (cross-cultural) な研究である。コールとスクリブナーが、リベリアのクベレ人に論理的推論を要求した時の面接記録の一例を引用してみよう (一部改作^②)。

実験者…クモと黒鹿はいつも一緒に食事をします (A)。今、クモが食事をしています (B)。では、

黒鹿は食事をしていますか。

被験者…私はそこにいなかったのだから、そんな問題にどう答えられるというのかね。

実験者…答えられませんか。もし、あなたがそこにいなかったとしても、答えられるのではないで

すか。(質問を繰り返す)

被験者…ああ、そうじゃ。黒鹿は食事をしておる。

実験者…どうしてですか。

被験者…なぜなら、黒鹿はいつもそこいらを一日中歩き回っては繁みの葉を食べているからだ。それから黒鹿は少し休んでから、立ち上がりまた食べ始めるのじゃ。

被験者である村の長老は、(コールたちに雇われたクベレ人であった) 実験者をバカにしたり、からかったわけではない。論理的な仮定 (A、B) を受け入れて推論することを拒否しているのである。そして被験者は、現実生活で得た経験的知識 (ここでは「黒鹿」に関する知識) に訴えて、問題の解決を図ろうとしているのである。コールたちの研究によれば、まだ学校教育の普及していない伝統的文化に属すこういった人々も、私たちより推論の能力が劣っていたり、私たちと異なる推論の過程を示すわけではない。「与えられた (架空の) 前提 (だけ) に基づいて推論する」という西欧的文化に特有の態度を持たない点が異なるのである。

私たちであっても日常生活の中での推論は、自分たちの持つ「常識」を暗黙の前提にしていると考えられる。出張旅行をする際の経路を考える (予定や計画を立てる) ことを例にすれば、免許を持っている人は車を使うことを全く考えないだろう。出張費を安く上げようと思う人でも、JR線の各駅停車乗り放題の「青春18切符」を知らない人は、それを使うことを考慮しない。一九九〇年であれば、関西に出張した際には「花の万博」に一日くらい寄ることを多くの人は考えるが、山好きの人でなければ、

途中でどこかの山に登って高山植物のお花畑を見ようなどとは計画しないだろう。日常の経験から得られたさまざまな知識が、推論の前提となっているのである。

推論の制約

私たちの認知活動は、多くの制約のもとで行なわれている(4章参照)。推論もその例外ではなく、前項で述べた推論の前提もその一つに含めることもできる。私たちの既有知識、特にスキーマが推論を制約することは、本書の一貫した主題の一つである。スキーマは与えられた情報、ここでは推論課題を枠づけて、一定方向の結論を導く可能性がある。

もう一度、記憶の精緻化と再構成におけるスキーマの働きを例として挙げてみよう。次の文を読んでいただきたい(8)。

キャロル・ハリスに対する専門的治療の必要性

キャロル・ハリスは生れたときから問題児だった。彼女は野蛮で、強情で、乱暴であつた。キャロルは八歳になつても、まだ手がつけられなかった。彼女の両親は彼女の精神衛生を非常に心配していた。その州には彼女の治療に適したよい施設はなかった。彼女の両親はとうとうある処置をとることに決めた。彼らはキャロルのために家庭教師を雇った(8)。

この文章を読んで一週間後に再認テストを受けた被験者のうち、「彼女は聾啞で盲目である」という文を「あつた」とする者は五%だけだった。ところが、この文章の主人公の名が「ヘレン・ケラー」と

置き換えられた文章を読んだ実験群の被験者のうち、今の文が「あつた」とする者は五〇%もいた。実験群の被験者は、既知の「ヘレン・ケラー・スキーマ」に基づいて推論を行なっていたと考えられるのである。

推論の制約には既有知識以外にも多くのものが考えられる。もっとも重要な点は項を改めて次に述べるとして、ここでは以下の二つの制約について指摘したい。まず、目標設定による制約が考えられる(4章参照)。私たちが目標志向的な存在であることは本書に一貫した観点であるが、推論にあつても、何を目標とした推論かによって、推論の過程と結果も当然左右されるだろう。また、感情の影響による制約も考えられる。後に5章で論じるように、私たちのいわゆる「認知」と「感情」は非常に密接な関係があり、相互に他方を規定しあっているだろう。

情報処理資源の制約とヒューリスティック

私たちの推論を制約し方向づける最も大きな要因は、推論(情報処理)を行なう「場所」である、短期(作業)記憶の容量が限られていることだ。1章で詳述したように、私たちは短期記憶の中で情報を意識的に処理しているが、その際保てる情報は7±2単位程度に限られているのである。それは、外部の環境や内部の長期記憶からは、時間的および労力的コストを無視すれば膨大な量の情報が利用可能であることと対照的である。

この短期的な情報処理資源の制約のもとで、私たちはさまざまな「対抗手段」を開発してきた。スキーマの利用もその一つである。全体が一つの単位として働くスキーマは、容量の制限を実質的に緩和で

きるのである。メディア、例えば紙と鉛筆も、推論の制約を乗り越える補助手段として利用されてきた⁽⁷⁾。メディアは、短期記憶ではあふれてしまふ量の情報を「外部記憶」として目の環境（「紙の上」）に保持し、その操作を可能とするのである。メディアを利用すれば、「アルゴリズム」と呼ばれる、適切な結論を保証するが、計算量の膨大な、形式的方略の使用も可能だろう。例えば、順列や組合せを調べるときに、すべての場合をしらみつぶしに挙げるような方略である。

しかし、日常の推論では必ずしもメディアは利用できないし、時間的および労力的コストを無視してアルゴリズムを使用することはまれである。そういった現実的な条件の中でも利用できる、簡便で効率的な直観的方略を私たちは身に付けてきたと考えられる。この方略を「ヒューリスティック」(heuristic)と呼ぶ。ヒューリスティックに基づく推論は、必ずしも正しい結論を保証しないが、多くの場合妥当な解答を導くと考えられる。不確かな状況での確率判断に関する一連の印象深い研究を通じて、私たちがこのヒューリスティックに頼った推論をすることを明らかにしたのが、トバスキーとカーネマンである⁽⁸⁾。

代表性ヒューリスティック 彼らはまず、「代表性」(representativeness) ヒューリスティックを指摘した。例えば「サイコロを五回繰り返して投げた時に、1-2-3-4-5、という結果と、2-4-1-5-3、という結果とではどちらが起きやすいか」という問題にあなたはどうか答えるだろうか。正解はいずれの結果も、六の五乗で七七七六回に一回の割合で生起して、等しいはずである。しかし多くの人々は、後者のほうが前者よりも生起確率が高いと答える傾向があった。これは、後者のほうが「偶然に支配されるランダムな系列」という事象の母集団を「よく代表している」(母集団の縮図となって

いる)と認知されやすいからだと考えられる。ここで「代表性」とは、ある対象が所属するカテゴリを代表している程度、あるいは対象とカテゴリのプロトタイプとの類似度と考えられる。これに基づく判断を促す直観的方略が、代表性のヒューリスティックである。

あるメンバーの所属カテゴリ（集団）を推論する際に生じる「基準比率の誤謬」(base rate fallacy)として知られる現象は、代表性のヒューリスティックが社会的推論に用いられることを示している⁽⁹⁾。例えばトバスキーたちは、ある人物のパーソナリティ記述（診断的情報）を被験者に読ませて、その人物の職業が「技術者」である確率を判断させる実験を行なった⁽¹⁰⁾。その記述は「ジャックは四五歳の男性で、結婚して四人の子どもがいる。彼は概して保守的で、注意深く、野心的である。彼は政治や社会の問題には興味がなく、余暇の大半は、日曜大工、船遊び、数学のパズルといった多様な趣味をして過ごす」というように、技術者の人カテゴリ・スキーマに適する内容であった。しかしこの人物は、「技術者」と「法律家」の二つの職業集団を対象にして心理学者が行なった面接調査の中から選ばれた一人なので、どちらの職業の可能性もあると説明された。

トバスキーたちはこの際、両集団を合計した全体の人数の中で、技術者である人の比率（基準比率Ⅱ事前確率）をさまざまに変えて被験者に提示した。問題となる（事後）確率の判断は、形式的論理の一つであるベイズの定理に従うならば、ジャックに関する診断的情報のみに基づくのではなく、この基準比率にも依存して変わるべきであろう。診断的情報が同じならば、「技術者三〇%と法律家七〇%」の場合には「技術者七〇%と法律家三〇%」の場合よりも、「技術者である」と推測される確率が小さくなって当然だろう。ところが、人は一般にそういった基準比率はほとんど無視して、所属集団の確率を

判断することが明らかになったのである。これは、パーソナリティ記述が、判断を求められた職業集団をよく代表していた（技術者のプロトタイプによく似ていた）ので、基準比率を考慮せずに、代表性ヒューリスティックに基づく判断をしてしまった結果と考えられる。

利用可能性ヒューリスティック 次にトバスキーたちは、「利用可能性 (availability) ヒューリスティック」を指摘した。例えば、私たちは人間の死因の頻度を推測する場合に、それがマスメディアでどれだけ報道されたのかに頼って判断を行ないやすい。私たちは現実の死因の頻度に関する正しい知識を持っていないので、現実を必ずしも反映していなくとも、マスメディアへの登場が事例としてもっとも思い付きやすく、利用しやすい情報源となるからである⁽⁸⁾。このように私たちは、事例の構成や想起のし易さに基づいて判断しがちであるが、これを促す推論の直観的方略を利用可能性ヒューリスティックと名づけたのである。

社会的事象に対しても、利用可能性ヒューリスティックに基づく推論や判断がしばしば行なわれる。2章で紹介した誤った関連づけは、目立ちやすく利用しやすい事例に基づいて集団全体に関する判断が行なわれることを示していた。同様に、メンバーからカテゴリーへの推論によってステレオタイプが形成される際に、利用可能性ヒューリスティックの貢献が大きいことを、ロスバルトたちの実験も示している⁽⁹⁾。その実験3では、五〇人の男性の行動を記述した文を五秒ずつ順に被験者に呈示した。この五〇の文のうち、四〇は普通の行動だが、一〇は犯罪行為が記述されていた。その一〇個の内容には二種類があり、極端条件では殺人等の重い犯罪、非極端条件では万引き等の軽い犯罪から成っていた。被験者はそのいずれかを見終わった後に、犯罪を行なった人数を推定し、犯罪行為の内容を再生した。そ

の結果、極端条件の被験者は非極端条件の被験者よりも犯罪行為者数を多く推定し（二五・四対二一・四）、再生できた犯罪行為数も多かった（六・四対五・六）。このように、極端な行動を示す人についての情報は記憶されやすく検索も容易で、集団内で過大評価されやすい。つまり、極端な情報の利用可能性が高く、それに基づいて判断されやすいことが示されたのである。その結果、少数のメンバーが極端な特徴を持つ場合でも、それが集団全体の特徴と誤って推論され、人カテゴリー・スキーマが形成される可能性がある。ロスバルトたちの実験1では、特に記憶の負担の大きい条件ではその可能性が高いことも実証したのである。

ロスたちが実験的に明らかにした「誤った合意 (false consensus) 効果」として知られる推論にも、利用可能性ヒューリスティックが働いている⁽¹⁰⁾。私たちは、ある状況での自分の選択行動や判断が比較的賛同者が多く適切なものであると見なしやすく、自分の選択しなかったそれ以外の反応を賛同者が少なく逸脱的であると見なしやすいという誤った合意推定の傾向を持つ。例えば、自分を「シャイ」とみなす学生では、シャイな学生は平均四六%いると推定したが、そうでない学生では平均三六%だった。また、黒パンを好む学生は、白パンを好む学生と比べて、学生の中で黒パンを好む人の比率を高く推定した（五三%対三七%）。このように、自分の好み、考え、特徴や行動は、皆の好み、考え、特徴や行動でもあると考えやすかったのである。自分の所属するカテゴリー全体について推論する場合にも、自分の特徴が最も思い付きやすく推論にそれを利用しやすいからだと考えられる。つまり、誤った合意効果は、利用可能性ヒューリスティックに基づく判断の一つなのである。

調整と係留のヒューリスティック トバスキーたちは他にも、推論に用いられる直観的方略として、「調

整と係留 (adjustment and anchoring) のヒューリスティック」を示唆している。これは初期値から十分な調整をしないで最終解を推論することを指し、「初期値の不十分な調整のヒューリスティック」と言えるものである。社会心理学では、これに関連する現象が知られている。例えば、印象形成における初頭効果、態度帰属における過剰帰属等である。「信念の持続」 (belief perseverance) と呼ばれる現象も、その一つと考えられる。

ロスたちは、カバーストリー (実験の目的をカモフラージュする教示) を用いた社会心理学の実験の後に行なわれるデブリーフィング (実験についての説明) を手続きの中に組み込んだ、次のような実験を行なった⁽⁸⁾。まず被験者に新奇な問題解決の課題を行なわせ、半数の者には「よくできた」と、残り半数の者には「だめだった」と、偽りの成功・失敗情報をフィードバックした。次に、いくつかの質問に回答させたところで実験は「終了」したように見せかけ、次のような「デブリーフィング」を行なった。「先ほどの成功 (失敗) 情報は実は本当のことではなく、実験の都合でランダムに結果を伝えたので、皆さんの問題解決能力を決して示してない」と (本当のことを) 告白したのである。そして最後に、同種の問題解決能力について被験者自身に評定を求めたのであった (この後、本当のデブリーフィングも行なわれた)。

ところが「デブリーフィング」の後でも、成功情報群は失敗情報群よりも、依然として自己の問題解決能力を高く評定する傾向が認められた。誤った信念が、持続してしまったのである。これは、初めに与えられた情報が判断の初期値となつて、その根拠が誤りであることを示された後でも、そこからの調整が不十分にしか行なわれず、それが推論の基礎となったことを示している。このような推論は、この

場面を観察してただけの被験者にも認められたのである。

シミュレーション・ヒューリスティック トバスキたちが、近年になって指摘しているものが「シミュレーション・ヒューリスティック」である⁽⁹⁾。これは、前提となる条件から一連の出来事をつなげたシナリオを頭の中で作り上げてある結果に達したとき、そのシナリオの構成のしやすさ (そして、もっともらしさ) によって得られた結果の生起確率を予想するときに生ずるものである。彼らは例えば、次のような文章を被験者に読ませ、「A氏とB氏のどちらの方が、つきりしていたか」を尋ねてみた。

A氏とB氏は、空港を同じ時刻に出発する別便の飛行機に搭乗する予定だった。二人は同じリムジン・バスで空港へ向かったが、交通渋滞のため、出発時刻よりも三〇分遅れて空港へ着いた。A氏は搭乗予定便が定刻に出発したと伝えられた。他方、B氏の予定便は定刻より遅れて、五分前に出発したばかりだと知らされた。

その結果、九六%の被験者は、「B氏の方がつきりしただろう」と答えたのである。この理由は、B氏はたった五分早ければ予定便に間に合ったので、その場面を想像することが三〇分遅れのA氏よりも容易だから、と考えられる。しかし、それにもかかわらず実際には間に合わなかったため、失望の度合いが大きいと思われるのである。このように、現実には起きなかった架空の出来事であっても、その想像のしやすさが私たちの推論に影響を及ぼすというのである。

シミュレーション・ヒューリスティックは、利用可能性ヒューリスティックの事例の構成という側面を發展させたものと位置づけられる。単なる事例の想起の問題ではなく、事例を組み合わせたスク립

トやシナリオの水準での想起と構成の問題に関わっているからである。しかし、これは「ヒューリスティック」という概念の定義を越える内容を多分に含んでいると思われる。「シミュレーション」とは、むしろ推論そのものを指しているのではないだろうか。したがって、推論過程の研究を進める中で、この「ヒューリスティック」を捉え直してみる必要があるようだ。

三 共変の認知と帰属・予期——因果を推論する

共変の認知

「雨男」「雨女」という言葉がある。ゼミ合宿でドライブ旅行の途上、大雨となった時、「私ってやっぱり雨女なんだわ」と自分を責める女子学生をみて、筆者はつい「僕は晴れ男なのになあ」と言ってしまった経験がある。もちろん、科学時代の今日に、人間の行為が天候と関係すると、まさか本気で考えている人がいるとは思えない。しかし、ある個人と天候とを結び付けて認知することを、私たちは今でも事実行なっているのである。

このように、ある出来事Aが生じている時には他の出来事Bが生じやすく、Aが生じていないときにはBも生じにくいというような関係を知るときを、共変（関係）（covariation）の認知という。単純な例を挙げれば、「AさんとB君はいつも一緒にいる」といったものである。これは実際上は、相関（関係）（correlation）の認知と同等であり、2章ですでに論じた「誤った関連づけ」もその一つのケースである（注1）。つまりそこでは人カテゴリーとある属性との共変が（誤って）認知されたのである。

共変の認知は、二つの事象A、Bに関するたくさんのデータから、A、Bの一般的関係についての何らかの仮説を導くという、帰納的推論の一つである。これらデータは、出来事Aが起きた（+・プラス）か起きない（-・マイナス）かということ、出来事Bが起きた（+）か起きない（-）かということの四つの組合せの一つとして示される。つまり表3-1のような2×2のマトリックスの中の一つの欄（表中数字で頻度を示した部分）の一事例として与えられる。

表3-1 共変マトリックスの例*

		事象B	
		生起+	非生起-
事象A	生起+	100	0
	非生起-	0	50

b いくつかの共変

		事象B	
		生起+	非生起-
事象A	生起+	60	40
	非生起-	20	30

c 無関連

		事象B	
		生起+	非生起-
事象A	生起+	80	20
	非生起-	40	10

* 数字は生起頻度を示す。

このとき表3-1aのように、Aがプラスの時にはBもすべてプラスで、Aがマイナスの時にはBもすべてマイナスという、一〇〇%の共変ということは通常はあり得ない。社会的事象には例外が伴うのが常である。したがって、必ずしも共変していない事例（プラスとマイナスの組合せ）も含んだデータから私たちは、共変関係があるのかどうかを読み取らなければならない。例えば、AさんはB君と授業中や帰りの電車は一緒かもしれないが、登校時の電車はCさんと一緒かもしれない。あるいは、AさんとB君は部活動は別かもしれない。それでも、表3-1bのようなデータが得られれば、両者は何か特別の関係があると思えるだろう。しかし、Aがプラスの時にBがプラスの確率がたとえ八〇%あったとしても、必ずしも両者は共変しているとは言えないことに注意したい（表3-1c）。Aがマイナスであっても、Bが

▼ステレオタイプ

社会集団や社会的カテゴリー（性別・年齢・人種・職業など）に対して、その成員がもつ属性について誇張された信念を抱くことがある。これをステレオタイプとよぶ。「女性は感情的」「文学部生は本好き」「あのチームには荒っぽい選手が多い」などはその例である。いわゆる「偏見」との関連から、通常はネガティブな内容をもつものが話題になることが多いが、本来は「弁護士は裕福」などの例に見られるポジティブな内容のものをも包含する概念である。

ステレオタイプという語を社会心理的な概念として初めて用いたのは、ジャーナリストのリップマン（Lippmann, 1922）であるといわれる。著書『世論』の中で彼は、ステレオタイプを集団に関するイメージとしてとらえ、「心に描いた画像（pictures in mind）」と表現している。

社会心理学におけるステレオタイプ研究の潮流は、大別して2つあげることができる（唐沢, 2001）。その第一は「古典的アプローチ」で、多くの人によって想い描かれた「画像」の内容を記述することがおもな目的であった。キャッツとブレイリー（Katz & Braly, 1933）の調査はその代表的な例である。彼らが用いたのは「チェック・リスト法」とよばれる課題で、多数の人種・民族・国民名などをあげて、同時に示した多数の特性形容詞のリストから各集団に当てはまると思われるものに、数の制限なく印をつけさせるというものであった。その結果、たとえば黒人であれば「迷信的」「怠惰」、イタリア人であれば「芸術的」「衝動的」といった特性が上位にあがることが示された。

チェック・リスト法による研究は、古典的アプローチが、ステレオタイプのもつ「合意性」を念頭においていたことを示している。回答者集団のうち何%の人が、ある特性が対象集団に当てはまると答えるかを数えるという方法は、ステレオタイプが単に個人レベルの認知であるだけでなく、集合レベルで共有された信念であるという特徴を、よくとらえていたといえる。ただし、なぜ、どのような心理のプロセスを経てステレオタイプが形成されるのかという問題になると、個人レベルでの吟味が必要となる。集合レベルでの分析にとどまる限り、「集合的知覚」や「集合的信念」といった、実証的吟味が必ずしも容易でない概念を用いざるを得なくなる。対象集団と知覚者集団を取り巻く、社会的、経済的、政治的、歴史的要因などの構造的要因に基づく説明は、一見説得力をもつようであるが、

心理的要因に関する理解をかえって困難にする。

この問題に対する1つの解決をもたらしたのが、1970年代末頃に始まるステレオタイプ研究の第二の潮流、「認知的アプローチ」である。すなわち、知覚や記憶、判断などの情報処理過程において人間が一般に示す誤り（エラー）や偏り（バイアス）に関する知見を社会的な事象に適用し、ステレオタイプを認知的バイアスの一種と位置づけた研究が行われるようになったのである。そして、集団間の社会構造的要因や、葛藤にまつわる歴史的背景といった個別的特殊要因、そしてそこに働くと考えられる動機的要因による説明を動員しなくても、人間が情報処理を行うかぎり当然のように生まれる一般的な傾向の産物として、ステレオタイプの形成過程が理解されるようになった。

社会的認知研究の他の分野においてもそうであるように、ステレオタイプ研究における認知的アプローチの主要な関心は、ステレオタイプの形成や変容、維持にかかわる認知的な過程の性質と、その結果産出される表象の実態を明らかにすることである。このうち、まず過程に関する研究では、「カテゴリー化」の効果に関する研究が多くの成果をあげた。ものごとをカテゴリーに分類すると、同一カテゴリー内の成員については互いの類似性を、また異なるカテゴリーの成員間には相異性を、それぞれ過大視する一般的な傾向があることが知られている。前者を「同化（assimilation）効果」、後者を「対比（contrast）効果」とよぶ。同化効果は類似したものどうしの関連づけをうながし、対比効果は異なるカテゴリー間の弁別を容易にするという意味で、情報処理に要するコスト（認知的負荷）を軽減するという効能をもつと考えられる。反面、同一カテゴリー内の成員どうしを混同した記憶や判断を生みやすいという欠点ももつ。こうしたカテゴリー内混同は、成員どうしが均質な属性をもっているかのような、過度に一般化された知覚や判断を生じさせると考えられる。冒頭にあげた定義も示すように「誇張された信念」としての側面をもつステレオタイプの特徴は、このようにカテゴリー化過程の結果として説明することができる。

ステレオタイプの発生過程に寄与すると考えられる、もう1つの重要な要因が、集団特性の「顕現性（salience）」である。一般に、知覚者の注意を引きやすい事象や想起されやすいものは、その生起頻度や確率が過大視される。そこで、注意

を引きやすい集団成員の中でも、とくに目立った特徴をもつ事例はその出現頻度が過大視されやすいと考えることができる。こうして、「錯誤相関 (illusory correlation)」といった現象について、情報処理論的な観点から説明を行うことができるのである。

一方、ステレオタイプを認知表象としてとらえることによって、かつて古典的アプローチが明らかにしようとしたステレオタイプの「内容」について、新しい枠組みのもとで検討が行われるようになった。その1つは、やはりステレオタイプを「カテゴリー表象」と見なすことから始まった。近年の認知心理学的研究は、カテゴリーに関する表象に成員の属性の「分布」に関する情報が含まれているという可能性を示している (Fried & Holyoak, 1984)。この考え方を援用すると、社会的カテゴリーの表象にも、成員間に分布する「典型的」あるいは「代表的」特徴というパラメーターだけでなく、「変動性」の認知に関する情報も含まれていると考えることができる。こうして、ステレオタイプの判断には「〇〇集団の人たちは××という特徴をもっている」という、「代表値」に関する判断だけでなく、「みんな××である」とか「××な人が多い」といった判断も含まれている点に着目した研究が行われるようになった。このようなステレオタイプ概念の変化を象徴するのが、外集団同質性効果 (out-group homogeneity effect) に関する一連の研究である。「集団同質性認知」の項に詳しいように、自己の所属する内集団と比べて、他者集団である外集団の成員は類似して知覚されやすいのである。

集団変動性の研究がきっかけとなって、社会的カテゴリーに関する表象の形成に関する議論は格段に進歩した。たとえば、概念形成などに関する認知心理学的研究の成果を導入することにより、集団やカテゴリーの成員がもつ特徴の分布に関する中心傾向と変動性に関する表象が、エグゼンプラーをもとに形成されるのか、それともプロトタイプの抽象的表象として保持されるのかについてさまざまな理論モデルが立てられ、それぞれについて実験的検討が行われている (Park et al., 1991)。これと関連して、オンライン処理と記憶に基づいた処理のうちどちらが、どのような状況でより用いられやすいのかについても考察されている。

さらに、ステレオタイプ以外の認知的過程や表象との関連についての検討もさ

かんに行われている。ステレオタイプと言語との関係を調べた研究などはその代表的な例である。なかでもマース (Maass, 1999) らによる一連の研究は、対象集団に関する予期に反した事象が、記述動詞や解釈動詞などの具体的な用語で記述されがちであるのに対し、予期に一致する事象は状態動詞や形容詞といった抽象度の高い語を用いて記述されやすいことを明らかにした。具体的表現は、その場かぎり、あるいはその時かぎりの記述ですますことによって、観察された事象から対象集団全体への一般化を防ぐことができるのに対し、抽象的表現は時間や状況を越えた集団の傾性に関する表象を維持するのを助けると考えられる。このように、ステレオタイプの予期の維持や変化の過程と、言語行動の間には密接な関係があることがうかがえる。

ステレオタイプを一般的認知過程の結果生まれる表象と見なすことによって、なぜステレオタイプにはネガティブな内容のものだけでなく、ポジティブなものもあるのかという点についても説明をつけることができる。さらに、ステレオタイプという概念そのものについても、まったく新しい観点が生まれるようになった。それは、社会的「態度」の概念が、かつては態度尺度に見られるような連続体上の「一点」で表せるものととらえられていたのに対し、コンストラクト・アクセスビリティや、並列分散処理型のネットワーク的構造といった、新しい概念を適用することによって新たな理解が可能になったのと同様の変化である。「集団間態度の一要素」としてのステレオタイプも、単純な「集団成員性と特性との連合」といった伝統的概念規定を離れ、より幅広い観点からの接近が可能になりつつある。→集団同質性認知、利用可能性ヒューリスティック、顕現性、錯誤相関、オンライン処理と記憶に基づいた処理 (唐沢雅)

▼スティグマ

否定的な社会的アイデンティティをもたらす属性。古代ギリシャでは、奴隷・犯罪者・反逆者などを示すための身体を切られたり焼かれたりしたサインやマークを示していたが、現代のスティグマの概念は社会学者のゴッフマンによって再び提出されたものである (Goffman, 1963)。スティグマをもつ人は、否定的ステレオタイプ・偏見・差別のターゲットとなる可能性を常に抱く。ゴッフマンはさまざまなスティグマをあげ、それを、①宗教や人種などの集団的なもの、②身体的ハンディキャップなどの身体的特徴、③犯罪などの個人的特徴、の3つに分類している。しかし実際には、何がスティグマとなるのかは、時代・文化・状況などによって異なり、当該の属性が否定的アイデンティティをもたらすか否かは文脈による。また最近では、統制可能性 (controllability) や可視性 (visibility) といった個別の次元からスティグマに伴う経験が検討されている。たとえば、スティグマが統制可能と判断される場合には、統制不可能と判断される場合と比べて否定的に扱われやすい。肥満についての研究では、体重がコントロールできると考える人は、遺伝や体質が原因と考える人よりも、太った人を否定的に見なしやすいことが示されている。統制可能性の知覚は、スティグマをもつ人自身の意識や行動にも影響を与える。

スティグマはそれをもつ人に差別・偏見の経験を直接もたらす他、心理的にもさまざまな影響を与える。その1つに、ステレオタイプ脅威 (stereotype threat) がある。ステレオタイプ脅威とは、自分たちがステレオタイプに関連づけて判断され、扱われるかもしれない、自分の行動がそのステレオタイプを確証してしまうかもしれないという恐れである。スティールとアロンソン (Steele & Aronson, 1995) は、知的能力を診断すると説明してテストを実施した時、アフリカ系アメリカ人の成績はヨーロッパ系アメリカ人よりも悪いが、知的能力を判断するものではないと説明した時には、成績は同じかアフリカ系アメリカ人の方が良かったという実験結果を示している。同様の傾向は、女性が数学のテストを受ける別の研究でも見られている。ステレオタイプ脅威状況は、関連する課題の遂行を邪魔するため、結果としてそのステレオタイプを確証させる恐れがある。

またスティグマをもつ場合、他者から否定的な結果を受けても、肯定的な結果をうけても、それがスティグマのせいかな否か曖昧になるという帰属の曖昧性

(attribution ambiguity) の問題も指摘されている。クロッカーら (Crocker et al., 1991) は、アフリカ系アメリカ人が肯定的評価を受け取った際、評価した他者が自分の人種を知らないと言われた時には自己評価を高めるが、人種を知っているか判断の原因が曖昧な時には自己評価が低下することを示した。この結果は、肯定的評価を受けても、その原因がスティグマに帰属されたために結果の割引きが行われたためと解釈されている。

このようにスティグマはそれをもつ人の自尊心や、自分の所属する集団に対する評価を低下させる可能性がある。ただしスティグマが自尊心の低さに直接結びつくのではない。これは、スティグマをもつ人が否定的結果を偏見に帰属させる、内集団の中で社会的比較を行う、結果について価値低下するなど、さまざまな方略で自尊心を維持しようとするためである (Crocker et al., 1998)。この中で価値低下にかかわる方略として取り上げられているものに離脱 (disengagement) と脱同一視 (disidentification) がある。離脱とは、特定の領域における外からのフィードバックや結果から自尊心を切り離すことである。否定的評価を受け取った場合、評価の重要性を低く見積もったり、評価が正確ではないと考えることで、自尊心低下を回避しようとする。これは一時的で状況的に限定された反応である。しかし、当該領域で脅威が継続して示されると、そこから慢性的に自己を切り離そうとする脱同一視が生じる。特定の領域における差別、機会の剥奪から自尊心を守るため、その領域で成功することの価値を低下させるのである。これらの方略はスティグマをもつ人の自尊心を維持することにつながるが、学校場面などで、学校に対する脱同一視が導かれると学業で達成しようという動機が低減するので、能力の低下を招いてしまうとの問題も指摘されている。

スティグマの研究は、ステレオタイプの研究知見をふまえて展開しているが、差別や偏見にかかわる否定的な意味合いに注目したものといえる。→ステレオタイプ、社会的アイデンティティ理論 (上瀬)

▼利用可能性ヒューリスティック

利用可能性 (availability) ヒューリスティックとは、ある事からの生起確率や頻度、事例数などを判断する際に、その事例が想起しやすいあるいは思い浮かべやすければ、その生起確率や頻度が高いあるいは事例数が多いと判断する簡便方略である。トバースキーとカーネマン (Tversky & Kahneman, 1973) によって、代表性ヒューリスティックとともに提唱された概念である。一般に、起こりやすい事例や多くの事例をもつカテゴリーの方が、そうでない事例よりも思い浮かべやすく、想起しやすいため、生態学的には妥当な手がかりである。したがって、(認知的倅約家としての) 人は、確率や頻度を判断する場合、すべての事例に基づいて判断するのは時間と努力が必要なため、いくつかの事例を想起したり思い浮かべて、その利用のしやすさに基づいて事例全体を判断する。しかし、想起しやすさや思い浮かべやすさは、(事例の確率や頻度情報以外の) 記憶過程などの影響を受けるため、利用可能性ヒューリスティックによる判断は系統的バイアスが生じることがある。以下は利用可能性の類型であるが、これらは相互に関連をもっている。

- ① 検索のしやすさ (accessibility) による利用可能性 事例の親近性や顕現性 (salience) は、事例を検索しやすくするため、その事例集合の頻度を過大評価させる。たとえば、男女の名前リストを呈示して、男女どちらの名前の数が多いかを被験者に判断させる場合、有名人の名前を含む方が検索しやすいため、頻度が過大評価される。また、自分の貢献を他者の貢献よりも過大評価する、自己中心的バイアスは、自己の貢献が他者の貢献よりも選択的に注意、記憶され、想起しやすいことによる利用可能性ヒューリスティックにより説明できる。
- ② イメージの鮮明さによる利用可能性 事例のイメージの鮮明さ (vividness) は、事例の頻度や確率を過大評価させる。たとえば、航空機の墜落事故が起きた直後はその事故のイメージが鮮明に思い浮かぶため、類似の航空事故のリスク (生起確率と被害の大きさ) が過大評価されやすい。さらに、メディアによる事件報道の頻度は実際の頻度とは対応していないため、市民の利用可能な事例自体にバイアスが加わる。よって、社会的事象の判断 (例: リスク認知、帰属) における利用可能性ヒューリスティックによるバイアスはいっそう高まる。
- ③ 事例集合の走査しやすさによる利用可能性 事例集合が走査しやすい場合

は、カテゴリーの事例の頻度を過大評価しやすい。たとえば、英語において、r から始まる語 (例: road) と r が3番目の語 (例: car) のどちらが多いかを被験者に尋ねると、3分の2が前者の方が多いと答えた (実際は後者が多い)。

- ④ 事例の構成しやすさによる利用可能性 人は、ある事から当てはまる事例数を推定する場合、すべての事例を構成することはできないため、いくつかの事例を構成してみて、その構成しやすさに基づいて全体の事例数を推測する。たとえば、10人を小委員会に分ける場合の組合せ数を、2人委員会から8人委員会までを考えて、それぞれ被験者に直観で答えてもらうとする。この場合2人小委員会の組合せが最も多い数の推定がされ、8人委員会の組合せが最も少なく推定された (実際は ${}_{10}C_2 = {}_{10}C_8 = 45$)。それは、2人小委員会は、10人を分割した事例が最も構成しやすく、一方、8人委員会は、メンバーが重複しない事例を構成しにくいためである (実際には組合せ数が最も多いのは5人委員会の ${}_{10}C_5 = 252$ である)。また、将来の出来事に関するシナリオの構成しやすさに基づいて、その出来事の起こる可能性を判断することを、カーネマンとトバースキーは、とくにシミュレーション・ヒューリスティックと名づけている。
 - ⑤ 連合による利用可能性 2つの事象の共起頻度は単独事象の頻度に比べて過大評価される。その原因は、2事象が共起した時、その間の連合が形成されるため、その連合 (共起事象) の方が単独事象よりも想起しやすいためである。これは連言錯誤 (conjunction fallacy) や、(2事象に相関がないあるいは小さいにもかかわらず相関を認知する) 錯誤相関 (illusory correlation) を導く。これは、あるマイノリティ集団の成員が好ましくない行動をする頻度を過大視するような誤ったステレオタイプの形成を支えている (たとえば、外国人による犯罪数の過大視)。
- こうした利用可能性ヒューリスティックは、確率・頻度などの数量的判断だけでなく、社会的判断や推論 (対人認知、原因帰属など) における事例や連合の利用にも影響を及ぼしている (Taylor, 1982)。→ヒューリスティックス、代表性ヒューリスティック、シミュレーション・ヒューリスティック、ステレオタイプ、連言錯誤、錯誤相関、検索、アクセスビリティ、顕現性 (salience) の効果 (補見)

▼代表性ヒューリスティック

代表性 (representativeness) ヒューリスティックとは、限られた事例 (標本) の代表性に基づいて、その事例があるカテゴリーに属する可能性や生起確率、頻度を直観的に判断・予測するための簡便な方略である。ある事例が、その母集団やカテゴリーを代表している (本質的な特性をもっている、類似している) と認知できるほど、その事例があるカテゴリーに属する可能性や生起確率、頻度を高く判断する。これは、カーネマンとトバースキー (Kahneman & Tversky, 1972, Tversky & Kahneman, 1982) が、利用可能性ヒューリスティックとともに提唱した概念である。

直観的推論において、代表性ヒューリスティックが使われる理由は、被験者にとって、①確率を計算するよりも簡単に評価ができ、②起こりやすい事象はそうでない事象よりもふつう代表性が高く、さらに、③標本は母集団を代表するという信念が代表性と生起頻度の相関を過大視させているためである。しかし代表性は、対象の性質や手がかり、判断者の知識などの要因の影響を受ける。したがって、代表性ヒューリスティックを用いて確率や頻度判断を行うことは、系統的なバイアスが生じることもある。その例として、トバースキーとカーネマンは以下のケースをあげている。

①事前確率の軽視 人は、事前確率の情報を軽視して、代表性の情報をを用いて、確率判断をすることがある。たとえば、30%がエンジニアで、70%が弁護士 の100人集団から、ランダムに取り出した一人の人物記述が「政治・社会問題に無関心で、余暇には日曜大工をする…」であるとする。その人物がエンジニアである確率を大学生被験者たちに尋ねた。その結果、被験者は、事前確率 (ベースレート) の情報を軽視して、その記述がエンジニアのステレオタイプにどれだけ似ているかという代表性情報に基づいて判断を行い、エンジニアである確率を90%と非常に高く答えた (一方、職業ステレオタイプにかかわらない記述を与えた統制条件では、事前確率に基づく判断ができた)。

②標本サイズの無視 人は、標本サイズを無視して、大標本の母集団で成立する分布が小さい標本でも成立すると考えてしまうことがある。たとえば、標本サイズ10人群、100人群、1000人群の身長を推定させると、大学生被験者はいずれも標本サイズを無視して、代表性の高い釣り鐘型分布をどの標本にも

適用してしまった。

③少数の法則 人は、硬貨を5回投げた時「表裏表裏裏」と出る確率が「表表表表表」と出る確率よりも高いと判断する傾向がある。それは、前者の方が後者よりも硬貨投げのランダム系列との類似性が高く代表性が高いため、確率が高いと判断するためである。統計学には、硬貨投げを多数回くり返すことで、表裏の頻度が半々に近づく「大数の法則」がある。これをもじって、短い事象系列においてもランダム性を代表する特徴が出現するという誤信念を「少数の法則」という。これは硬貨が続けて5回表が出ると、その分布の歪みを回復するように裏が出ることを期待する、賭博者の錯誤 (Gambler's fallacy) を引き起こす。

④連言錯誤 (conjunction fallacy) 大学生被験者に事象の起こりやすさを順位法で予測させる実験で、あるテニスプレーヤーが「第一セットを落としたが、試合に勝つ」という連言事象は「第一セットを落とす」という単一事象よりも、確率が高いと判断された。これは、試合としての代表性が高く、因果関係が示されているためである。

また、人物の特性記述に関する起こりやすさの判断においても、たとえば大学時代、活動家であったリンダの現在に関して、連言事象 (例：銀行員で女性解放運動家) は単一事象 (銀行員) よりも、起こりやすいと判断された。これは、被験者の統計学の知識の有無に影響されなかった。連言事象は記述が詳細になるため、もっともらしさ (代表性) が高まり、確率が過大評価されたと考えられる。

なお、代表性には、カテゴリーにおける変数の分布を代表値 (平均値、中央値、最頻値) でとらえたり、結果でそれを生み出す因果システムを代表したり (例：行為でその人物を代表させる)、部分集合で母集団を代表する (例：法学部生は薬学部生よりもK大学生全体を代表する) ことがかわる。ここで母集団やカテゴリーにおける代表性の高い事例は、最頻例 (modal) だけでなく、典型例 (typical) や理想例 (ideal) もある。たとえば、「フランス女性」は、「中年の太った農婦」 (最頻例) で代表させることも、「若くエレガントなバリ女性」 (理想例) で代表させることもできる。これらはステレオタイプの形成を支えている。→ヒューリスティックス、利用可能性ヒューリスティック、保留と調節、ベースレート・事前確率の軽視、連言錯誤、ステレオタイプ (楠見)

▼リスク認知

人やものに対して害を及ぼす可能性がある現象や活動（リスク）の特質を、人々がどのように評価しているかをリスク認知という。

リスクは、客観的には被害の大きさとその生起確率の積で表現されるが、一般の人々は、このような客観的な数値をもとにリスクを評価しているわけではない。このような客観的なリスク評価は、背景となる科学的な知識や情報を十分にもってはいはじめてできるものである。しかし、普通はそのような情報は簡単には入手することも理解することも困難なので、人々が何をリスクと考えるかは、客観的なリスク評価に基づく専門家の判断とは大きく異なることになる。そこで、こうした専門家のリスク評価と対比する形で、一般の人々のリスク認知が問題とされるようになってきた。

リスク認知の研究の端緒は、スロビック（Slovic, 1987）と考えることができる。この研究では、リスク専門家と一般の人々に原子力発電や、自動車の運転、喫煙などの30の科学技術や日常活動について、危険だと感じる順に1位から30位まで、順位をつけさせた。その結果、一般の人々は原子力を最も危険なものと考えており、ついで、自動車、拳銃、喫煙の順となっているのに対し、専門家は自動車を最も危険なものとし、ついで、喫煙、アルコール飲料、の順であり、原子力は20位と低い順位になっていた。

このような差が生じるのは、人々が着目するリスクの特質が、専門家のそれと異なっているためと推察される。そこで、どのようなリスクの特質に着目しているのかを検討されるようになった。その結果、①個人的な予防行動では避けることができない、②新奇なものである、③人工的なものである、④晩発性の影響がある、⑤通常とは異なる死に方をする、などの特質をもつリスクは、より危険度が高いと感じられることが明らかになった。

人々が着目するこれらの数多くのリスクの特質を、因子分析を用いて比較的少数の要素にまとめたものを、リスク認知の「次元」という。たとえば、スロビック（1987）は、放射性廃棄物や自動車事故、たばこなど、さまざまな領域の81のリスクについて、リスク認知の次元を明らかにすることを試みている。その結果、「恐ろしさ」「未知であること」「被害を受ける人数」の3つが、次元として取り出されている。恐ろしさの次元には、制御できない、結果が致命的である、非自発

的にリスクにさらされる、将来の世代にリスクが及ぶ、などの評価が含まれている。未知であることの次元には、観察することができない、結果が現れるのに時間がかかる（遅延効果）、新しいリスクである、などの評価が含まれている。

主要な2つの次元をもとに、人々のリスク認知を記述すると、以下のようになる。たとえば原子炉事故や放射性廃棄物は、恐ろしさも未知性の認知も、ともに高いリスクである。これに対して、たばこや自転車、スキーなどは恐ろしさも未知性も、ともに低いリスクである。恐ろしさの認知が高く、未知性の認知が低いのは、核戦争や炭鉱事故などである。また、恐ろしさの認知が低く、未知性の認知が高いリスクの代表的なものは、水道中の塩素、経口避妊薬、サッカリンなどである。

これまでに述べてきたように、リスク専門家と一般の人々とのリスク認知には、多くの点で違いが見られる。このことをリスク認知研究の分野では、人々のリスク認知の「バイアス」とみなして、研究がなされてきた。この言葉の背後には、リスク専門家のリスク評価を科学的で客観的な基準として受け入れ、その基準と比較して一般の人々のリスク認知がどのように歪んでいるかを検討するという考え方がありといえる。

リスク認知のバイアスもさまざまなものが知られている。たとえば、人々のリスク認知は、出来事の記憶しやすさや想像しやすさによって影響を受けやすい（利用可能性ヒューリスティック）。したがって、最近起こった災害や、大量な報道などのように、記憶に残りやすくなり、想像しやすいものとしたりする要因があると、リスク認知が高くなる。また、同じ事象であっても、表現の仕方（フレーム）が変わると、リスクにかかわる意思決定が異なる、というフレーミング効果もバイアスの1つである。ある病気による治療法を患者に選択させる状況で、「生存率40%（ポジティブ・フレーム）」と説明するか、「死亡率60%（ネガティブ・フレーム）」と説明するかは、ともに同じリスクの表現であるが、生存率で表現された治療法の方を、患者が選択することが知られている。→利用可能性ヒューリスティック、社会的判断とフレーミング（吉川）

▼ ヒューリスティックス: heuristics

問題解決、判断、意思決定を行う際に、規範的でシステマティックな計算手順（アルゴリズム）によらず、近似的な答えを得るための解決法である。1970年代以降、トバースキーとカーネマン（Tversky & Kahneman）の一連の研究によって、簡便な方略としてのヒューリスティックスとその系統的なバイアスに焦点が当てられるようになった。現実世界では、人は、情報処理能力や知識、時間の制約のもとで、判断や決定の最適化をはかる必要がある。そこで、認知的俊約家としての人は、ヒューリスティックスによって、素早く、おおまかな認知的処理をする。これは制約された合理性あるいは、適応的な生態学的合理性の現れである。ヒューリスティックスは認知的処理のための道具箱のようなもので、問題状況に応じて利用されやすいものがある。

不確実状況下での確率や判断などに用いられるヒューリスティックスには、トバースキーやカーネマンがあげた（想起しやすさに基づく）利用可能性、（典型性判断に基づく）代表性、（初期値から推定する）係留と調節、（こころの中のシナリオによる）シミュレーション・ヒューリスティックスがある。より一般的な問題解決におけるヒューリスティックスとしては、（過

去経験をもとにそのまま利用する）再認ヒューリスティックや類推の利用がある。また、意思決定に用いるヒューリスティックスとしては、決定に必要な根拠を1つだけ記憶や外的情報から探索する単一理由決定、選択肢を削っていく消去法、系列的に結婚相手を捜す時などに用いる停止型問題では、選択肢が要求水準を越えた時に決める満足化ヒューリスティックがある。複雑な対象の評価では、気分や態度に基づくヒューリスティックが用いられる。たとえば、今通っている大学の満足度の評価をする時に、さまざまな側面の情報を統合的に判断するのではなく、今の気分に基づいて判断する方略である。態度のヒューリスティックは、当該人物に対する好意あるいは非好意的態度に基づいて、その人物に関する他の推論を行う方略である。これはハロー効果を導く。

ヒューリスティックスが利用されやすい条件には、こうした特定の問題や文脈のほかに、領域知識や経験、情報が不足している時、時間圧力がある時、情報過剰の時、問題の重要性が低い時がある。（楠見）

▼ 表象: representation 表象とは、

何かを代表して表す符号やシンボルのことをさす。その表象が、言語や絵のように外的に存在するもの場合は外的表象とよばれ、一方、われわれの心の中に表される場合には心的表象とよばれる。心理学では、表象という語で心的表象をさす場合が多い。心的表象は、人間によって内的に保持される情報（記憶）の内容を、心の中で表現したものとその表現形式のことをいう。たとえば、われわれがもっている「リング」がどのようなものなのかに関する知識を、記憶の中で表しているものが心的表象なのである。心的表象は、その表現形式の違いによって、アナログ的表象と命題的表象の2つに区分される。アナログ的表象は、表されるものの物理的特徴にかなり類似した特徴をもつ表象で、連続的であり、もとの情報の感覚モダリティ（視覚、聴覚など）に密接に関係している。これに対して、命題的表象は、表されるものの物理的特徴には直接関係しない形式による表象で、非連続的であり、もとの情報の感覚モダリティとは無関係な、抽象的な命題によって表されるものである。なお、コンピュータ科学で、メモリーに保持された情報の場合には、“表現”とよばれることが多い。（井上）

▼ 符号化: encoding 記憶の3要素の1

つとして、各種感覚器官から入力された情報を、何らかの心理的・生理的な記号に置き換え、伝達可能にし、保存に耐え、そして利用可能な状態に位置づける。

生理面においては、感覚ニューロンを通してインパルスとして入力された情報は、神経細胞内のRNAを経て最終的に蛋白質という物質基盤の存在に置き換えられると考えられている。これは物質に変換するという側面で符号化の一種である。心理面においては、感覚入力で得られた情報を内的な記号（コード）に置き換えることを意味する。この手続きは必ずしも意識的ではなく、また一定でもないが、たとえばイメージ化や言語化などはこの符号化過程が顕在化したものである。符号化された情報は保持され、利用時に検索されることでその存在が明らかになる。この符号化の際の精緻化により、後の検索時にその情報の検索可能性が上昇する。また、符号化時には容量の制約があるが（マジカルナンバー7±2）符号化時に情報の圧縮（チャンキング）が行われることもあり、これによって符号化のみかけの容量が増加し、後により多くの情報の利用を可能にする。（高橋晃）